

徳島県立農林水産総合技術支援センターにおける研究活動上の不正行為への対応等に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の適切な対応のため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」等に基づき、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）研究活動上の不正行為 研究活動上の不正行為とは、次のものをいう。

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの

（2）ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

（3）改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工すること

（4）盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

（5）競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

（責任体制）

第3条 センターに、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

2 最高管理責任者は、所長をもって充て、センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の適切な対応に関し最終責任を負う。

3 総括管理責任者は、副所長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の適切な対応に関しセンター全体を統括し、実質的に対応する。

4 研究倫理教育責任者は、各研究課長等をもって充て、当該所属の研究職員等に対し研究者に求められる倫理規範に関する教育（以下「研究倫理教育」という。）を行うなど、研究活動上の不正行為の防止に努めるとともに、当該部署で不正行為が行われた場合は、統括管理責任者に協力する。

（研究倫理教育の実施）

第4条 研究活動上の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、定期的に研究倫理教育を行う。

（研究職員の責務）

第5条 研究職員は、研究活動上の不正行為その他不適切な行為を行ってはならない。

2 研究職員は、研究倫理教育を受講しなければならない。

- 3 研究職員は、事後の利用及び検証が可能となるよう、研究活動の過程を実験ノート等に記録するとともに、原則として、論文、報告等の研究成果発表のもととなった研究資料を発表後10年間、研究試料を発表後5年間保存しなければならない。
- 4 研究職員は、研究データの開示等、この要領に基づく調査に協力しなければならない。

(告発の受付)

- 第6条 特定不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を研究調整管理課に設置する。
- 2 告発は、受付窓口に対する書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により行われる。
 - 3 告発は、原則として、顕名により、特定不正行為を行ったとする研究職員の氏名又は研究グループの名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
 - 4 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合又は学会等の科学コミュニティ、報道、インターネット等で特定不正行為に関する疑いが指摘された場合は、告発又は指摘の内容に応じ、顕名による告発があった場合に準じて取り扱うことができる。
 - 5 告発内容が、センターが調査を行うべき機関に該当しないものである場合、又はほかにも調査を行うべき機関が想定される場合は、該当する機関に当該告発について回付又は通知する。
 - 6 他の機関からセンターに回付又は通知された告発については、センターに告発があったものとして取り扱う。
 - 7 書面による告発等、当該告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない場合は、告発者に告発を受け付けたことを通知する。ただし、匿名による告発を除く。
 - 8 告発の意思を明示しない相談について、その内容に応じ、告発に準じて確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。
 - 9 前項の規定により、告発の意思がないことを確認した場合でも、当該事案の調査を行うことができる。
 - 10 特定不正行為が行われようとしている又は特定不正行為を求められているという告発及び相談については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、被告発者に警告を行う。ただし、被告発者が他の機関に所属する者である場合は、被告発者の所属機関に事案を回付することができる。
 - 11 他の機関に所属する被告発者に警告を行った場合は、被告発者が所属する機関に、その内容等について通知する。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第7条 告発（相談を含む。以下本条において同じ。）を受け付ける場合は、告発内容や告発者の秘密を守るため、適切な方法を講じる。
- 2 受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に情報が漏えいしないよう、秘密保持を徹底する。
 - 3 情報が漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により情報が漏えいした場合及び告発者が匿名の場合は、当人への了解は不要とする。
 - 4 悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与

えることを目的とする意思のこと。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、告発の受付は第6条第3項によること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や刑事告発等があり得ることを周知する。

- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に不利益な取扱いを行わない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に不利益な取扱いを行わない。

(予備調査)

第8条 告発を受け付けた後、速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された不正とする科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に関する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として本格的な調査を行うべきものか判断する。
- 3 予備調査を第10条に定める調査委員会に行わせることができる。
- 4 告発を受け付けた後、おおむね30日以内に、本調査を行うか否かを決定する。
- 5 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査を行うべきものと判断した場合は、本調査を行う。
- 6 本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、センターは、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関、告発者等の求めに応じ、開示する。

(本調査の通知)

第9条 本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者にその旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 2 被告発者が他の機関に所属している場合は、当該所属機関に本調査を行う旨を通知する。
- 3 当該事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁及び配分機関に本調査を行う旨を通知する。
- 4 本調査は、本調査を行うことを決定した後おおむね30日以内に、開始する。

(本調査の体制)

第10条 本調査に当たり、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、委員の半数以上をセンターに属さない外部有識者で構成し、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員の指名に不服がある場合は、通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 5 前項の規定による異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法・権限)

第11条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート及び生データなどの各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取を行う。

- 2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するため、再実験などにより再現性を示すことを調査委員会が被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に、これを行う。
- 3 調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。
- 4 調査委員会の権限に基づく調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 5 他の機関において調査が行われる場合は当該機関に協力を要請するとともに、他の機関から協力を要請された場合は誠実に協力する。
- 6 被告発者は、本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等はそれに基づいて適切な表現で書かれたことを科学的根拠を示して説明しなければならない。

（調査の対象となる研究活動）

第12条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動を調査の対象に含めることができる。

（証拠の保全措置）

第13条 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全する措置を執る。他の機関において調査が行われる場合は、当該機関の要請に応じ、同様の措置を執る。

- 2 前項の規定による措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

（調査の中間報告）

第14条 告発された事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁又は配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、中間報告を当該機関に提出する。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第15条 本調査に当たって、調査対象となる研究活動の公表前のデータ、論文等の研究又は技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないよう十分配慮する。

（認定）

第16条 調査委員会は、被告発者の説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、特定不正行為が行われたか否かを認定する。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出された場合は、被告発者の説明及びその他の証拠に

よって特定不正行為であるとの疑いが覆されないとき、又は被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定する。ただし、基本的な要素が不足していることに正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

- 3 第11条第6項の規定による説明責任の程度及び第2項の規定による本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。
- 4 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 5 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定する。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、前2項の規定による認定を終了したときは、直ちにセンターに報告する。

（調査結果の通知及び報告）

- 第17条 センターは、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が他の機関に所属している場合は、調査結果を当該機関にも通知する。
- 2 告発された事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁及び配分機関に報告する。
 - 3 告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を告発者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

- 第18条 特定不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知を受けた日の翌日から起算して90日以内に、センターに不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものであると認められた告発者は、前項の規定と同様に不服申立てを行うことができる。
 - 3 前2項の規定による不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
 - 4 不服申立ての趣旨が新たに専門的な判断を必要とするものである場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査を行わせる。ただし、当該不服申立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認められるときは、この限りでない。
 - 5 調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。）は、第1項の規定による不服申立てについて、その趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
 - 6 調査委員会は、第1項の規定による不服申立てについて、再調査を行うまでもなく却下すべきものと決定した場合は、直ちにセンターに報告し、センターは、被告発者に当該決定を通知する。
 - 7 当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや特定不正行為の認定に伴う措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断する場合は、以後の不服申立てを受け付けないこと

ができる。

- 8 調査委員会は、第1項の規定による不服申立てについて、再調査を行うものと決定した場合は、被告発者に対し、さきの調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求める。
- 9 調査委員会は、被告発者の協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 10 調査委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切ることと決定した場合は、直ちにセンターに報告し、センターは、被告発者に当該決定を通知する。
- 11 第1項の規定による不服申立てがあった場合は、告発者にその旨を通知するとともに、当該事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁及び配分機関にその旨を報告する。不服申立てを却下すべきものと決定した場合及び再調査を行うものと決定した場合も同様とする。
- 12 調査委員会は、再調査の開始後50日以内に、さきの調査結果を覆すか否かを決定し、当該決定を直ちにセンターに報告する。センターは、当該決定を被告発者、被告発者が所属する機関、及び告発者に通知するとともに、当該事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁及び配分機関に報告する。
- 13 第2項の規定による不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者にその旨を通知するとともに、当該事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は所管省庁及び配分機関にその旨を報告する。
- 14 調査委員会は、第2項の規定による不服申立てについて、30日以内に再調査を行い、調査結果を直ちにセンターに報告する。センターは、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するとともに、当該事案が競争的資金等による研究に係るものである場合は、所管省庁及び配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

- 第19条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに、特定不正行為への関与が認定された者の氏名及び所属、不正行為の内容、センターが公表までに行った措置、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を含む調査結果を公表する。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等について特定不正行為が行われたとの認定があったときなど、合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名及び所属等を公表しないことができる。
- 2 特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に明らかになっている場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、特定不正行為が行われなかったこと（論文等に故意によるものではない誤りがあった場合はそのことも含む）、被告発者の氏名及び所属、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を含む調査結果を公表する。
 - 3 告発が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、告発者の氏名及び所属等を含む調査結果を公表する。

(特定不正行為が行われたとの認定があった場合の措置)

- 第20条 特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、特定不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用の中止を命ずるとともに、論文等の取下げを勧告する。
- 2 被認定者に対し、県の「職員の懲戒に関する条例」、「懲戒処分の指針」に基づき、

適切な処置を執る。

(特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合の措置)

第 21 条 特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、本調査に際して執った研究費の使用停止の措置を解除するとともに、不服申立てがないまま申立てができる期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに証拠保全の措置を解除する。

2 特定不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知し、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知するなど、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復し、不利益が生じないための措置を講じる。

3 告発が悪意に基づくものであるとの認定があった場合で、告発者がセンターに所属する者であるときは、告発者に対し、県の「職員の懲戒に関する条例」、「懲戒処分の指針」に基づき、適切な処置を執る。

(雑則)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の適切な対応に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。